

◆ 寒河江市住宅建築推進事業補助金

新築・リフォーム

寒河江市民の方、寒河江市民になられる方、三世帯世帯、移住・新婚、子育て世帯の方で、新築・リフォーム、増改築工事等をお考えの方必見です。

一度使ったことがある方でもご利用できます。

◆補助金額 ※フローチャートと一緒に参照ください

◎木造住宅の新築の場合 **一律30万円** (600万円以上の工事費)

◎増改築・リフォーム、車庫・物置等新築、増改築等の場合 工事費の補助率 **10%** で限度額 **12万円**

・要件工事^{※1}を満たした場合は、補助率が**10%**、限度額が**24万円**に増額

・新婚、子育て世帯の世帯要件^{※2}を満たし、要件工事^{※1}にも該当する場合は補助率**20%**、限度額が**24万円**に増額

増改築・リフォームーの場合下記の要件を満たすと補助額が加算されます。

要件工事(※1) 下記の要件工事のうちいずれか1つ以上に該当する場合。

例)新生活様式対応・・・ コロナ対策として、宅配ボックスの設置、玄関内や玄関脇に手洗い器の設置、タッチレス水栓に交換、自動開閉式の便座に交換、テレワークスペースを設置等

減災・部分補強・・・ 既存部分の壁を筋交等で補強、住宅の屋根又は2階部分の重量を軽減

バリアフリー化・・・ 和式から洋式トイレへ変更、手すり設置

寒さ対策・断熱化・・・ やまがた健康住宅認証[※]を受けた改修工事、二重窓又はペアガラス入り建具の設置
浴室・脱衣室・トイレの設備工事の伴う暖房機器を設置する工事

県産木材使用・・・ 住宅に県産木材の承認合板又は県産木材(やまがた県産材集成材含む)を使用

克雪化・・・ 雪止め設置又は取替え、固定式はしごの設置又は取替え、融雪設備の設置

リフォーム世帯要件(いずれか1つ)(※2)

・新婚世帯・・・ 申請時点で婚姻した日から5年以内である世帯

・子育て世帯・・・ 平成15年4月2日以降に生まれた子がいる世帯、若しくは子の出産の予定がある女性がいる世帯

対象となる新築・リフォーム工事 例

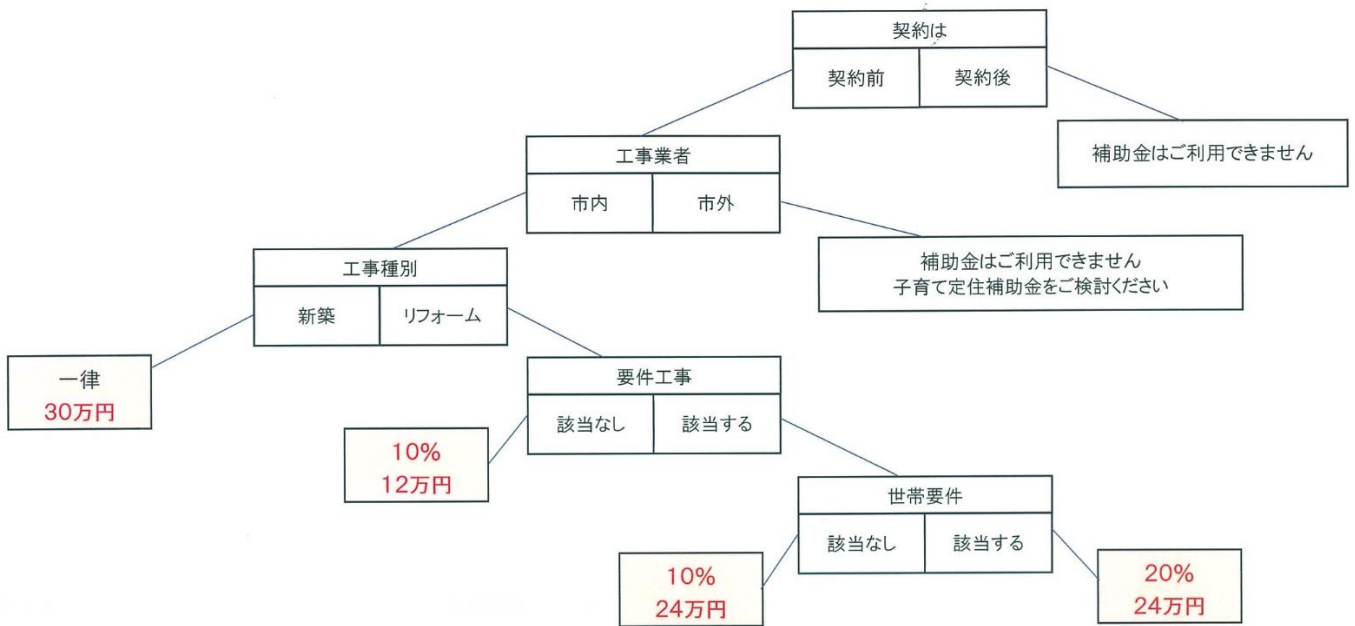
- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ○住宅の新築(木造一戸建て) | ○車庫・物置等の新築・増改築工事 |
| ○内装工事(畳、ふすま、壁、クロス替) | ○増改築、リフォーム |
| ○外壁や屋根の張替、塗装、雨樋入替 | ○システムキッチンの取付、風呂、トイレ改修 |
| ○サッシ入替、カーポート設置工事 | ○電気配線工事 等 |

〈補助金の対象とならない工事〉

アパート・貸家の工事、店舗の工事、作業用小屋の新築・リフォーム、門、塀、庭造り、外構工事【住宅に付随する工事(風除室・テラス等)は除く】

令和3年度 寒河江市住宅建築推進事業補助金リーフレット

予算が無くなり次第終了となります



※ 寒河江市子育て・定住住宅建築事業補助金との併用はできません。

◆ 寒河江市子育て・定住住宅建築事業補助金

新築 中古購入
リフォーム

子育て世帯の方、市外・県外から寒河江市に定住される方で、市内に住宅を建築・購入・リフォームをする場合に、補助金が助成されます。子育て世帯・寒河江市に定住をお考えの方必見です。

◆補助タイプ別 補助金額

(いずれか1つが対象となります。)

区 分		新築	建売購入	中古住宅購入	既存住宅 リフォーム工事
子育て世代 (定住者) 支援タイプ (中学3年生以下 の子供又は妊婦 がいる世帯)	市内在住の世帯	50万円	50万円	購入費の1/2 (上限50万円)	
	県内から定住の世帯 市外に1年以上連続して居住	100万円	100万円	購入費の1/3 (上限50万円)	工事費の1/2 (上限50万円)
	県外から定住の世帯 県外に1年以上連続して居住	200万円	200万円	購入費の1/2 (上限150万円)	工事費の1/2 (上限150万円)
	※中学3年生以下の子供(妊婦含む)が2人以上の世帯の場合、第2子以降1人につき10万円加算				
定住者 支援タイプ	県内から定住の世帯 市外に1年以上連続して居住	50万円	50万円	購入費の1/2 (上限50万円)	工事費の1/2 (上限50万円)
	県外から定住の世帯 県外に1年以上連続して居住	100万円	100万円	購入費の1/2 (上限100万円)	工事費の1/2 (上限100万円)

※ 寒河江市住宅建築事業補助金との併用はできません。

◆対象要件

- 令和3年4月1日以降に、市内に住宅を新築、建売住宅又は中古住宅を購入する方。
- 令和3年4月1日以降に、市内へ定住するため実家等のリフォーム工事をする方。
- 既存住宅リフォーム等工事は、県内事業者と請負契約を締結し、地域型住宅グリーン化事業や県再生可能エネルギー設備導入事業の補助を受けず、新生活様式対応、減災・部分補強、寒さ対策、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化等の工事をする方。
- 併用住宅の場合、延べ床面積の2分の1以上が住居の用に供し、その面積が50㎡以上あること。
- 市税等に滞納がない方。
- 市外からの定住者については、市外の住所に1年以上連続して住んでいる方、または、令和2年4月1日以降に本市に転入する前の市外現住所に1年以上連続して住んでいる方。
- 県外からの定住者は、契約締結後、県内に1年未満の間居住し、その前の県外の住所に1年以上連続して住んでいる方も対象。